

神 経 経 第 2149 号
令 和 5 年 2 月 9 日

千歳コーポレーション株式会社
代表取締役 森岡 寛司 様

神戸市長 久 元 喜 造

大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）

令和4年7月29日付で大規模小売店舗立地法（平成10年度法律第91号）第5条第1項による新設の届出のあった下記の大規模小売店舗については、同法第8条第4項の規定により、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び神戸市大規模小売店舗立地法運用要綱第17条を勘案したところ、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持という見地からの意見を有しませんので通知します。

ただし、以下の事項について要請します。

- ・大規模小売店舗の新設に際し、届出後に基準面積以下で営業を行うことは、大規模小売店舗立地法に基づく市の意見の有無について審議をしている手続き中の営業であつて、指針に基づく配慮事項や市から意見が述べられる事項は、基準面積以下の店舗部分にも及ぶことから、今後とも、大規模小売店舗として新設する場合は、審査手続き後に建物全体で開店することを求める。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項の規定は適用されないこととなります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸ダイヤモンドビル
神戸市中央区明石町48

2. 参 考

神戸市大規模小売店舗等立地審議会による本件に係る意見具申（写し）を、別紙のとおり添付します。